

平成 30年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 30年 12月 5日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 30年 12月 5日 (水) 10時 00分
散 会	平成 30年 12月 5日 (水) 11時 05分
出席議員	議長 矢 野 勉 1番 深 野 良 二 2番 田 口 譲 司 3番 横 山 善 美 4番 山 本 一 洋 5番 奥 村 忠 義 6番 木 村 博 文 7番 石 丸 時次郎 8番 (欠 員) 9番 山 本 久 矢 10番 川 上 康 男 11番 福 本 秀 昭 12番 梅 田 美代子 13番 一 木 哲 美 14番 河 内 直 子 15番 田 中 政 浩
出席議員数	15名
欠席議員	な し
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛 福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 松 尾 和 彦
欠 席 者	な し
会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 中 原 玲 子

議 事 録

平成30年第4回定例会

[初 日]

平成30年12月5日（水）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 開会に先立ちまして、町民憲章の朗読をお願いしたいと思います。 御唱和をお願いします。私が「一」と言いますので、本文のみ続けて御唱和をお願いします。よろしくお願いします。 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ありがとうございました。
議 長	本日の出席議員は、１５人につき定足数に達しております。 ただいまから、平成３０年第４回筑前町議会定例会を開会します。 （１０：００）
日程第１	
議 長	日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定によって、２番 田口讓司議員及び３番 横山善美議員を指名します。
日程第２	
議 長	日程第２「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日１２月５日から１４日までの１０日間としたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から１２月１４日までの１０日間と決定しました。
日程第３	
議 長	日程第３「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 町長
町 長	おはようございます。 本日は平成３０年第４回定例会を招集しましたところ、全員御出席いただきありがとうございます。 一言御挨拶申し上げます。はや師走でございます。筑前町の１年間を振り返る時期になりました。本年の特筆すべき出来事は、まず、７月の集中豪雨災害であろうかと思います。総額３０億円からの公共農林業災害、また、民間施設等も甚大な被害に見舞われました。国の激甚災害の指定を受け、今、懸命の復旧事務に取り組んでいる最中でございます。 また、夏場におきましては、記録的な猛暑の日々でございました。全国的に、学校の空調施設整備問題がクローズアップされました。本町は既に整備済みでありましたので、その施設と町単独の指導主事配置等を活用したアフタースクールの取り組みは、保護者のみならず、町内外の注目を集めていると言えます。成果を期待するところでもございます。 ほかにさまざまございますが、本定例会は平成３０年のみならず、議員任期４年間

	の締めくくりの定例会でもあります。4年間を振り返りながらの御意見も伺えたらと考える次第でございます。 それでは、本日提案します議案12件の説明を申し上げます。なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いいたします。 議案第36号、権利の放棄につきましては、不納欠損処理を行うに当たり、水道加入金及び水道料金に係る請求権を放棄することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第37号、筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職等の職務や責任の度合いに応じた給与・報酬等を保障するため、筑前町特別職報酬等審議会に諮問した結果、給与・報酬等の増額改定の答申を受けたことにより、当該条例の一部を改正しようとするため、議会の議決を求めるものです。 議案第38号、筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、特別職等の職務や責任の度合いに応じた給与・報酬等を保障するため、筑前町特別職報酬等審議会に諮問した結果、給与・報酬等の増額改定の答申を受けたことにより、当該条例の一部を改正しようとするため、議会の議決を求めるものです。 議案第39号、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険制度の財政運営の責任主体が都道府県となり、国民健康保険事業特別会計の財政収支の改善、安定化が求められることから、赤字の解消、削減を図るために、国民健康保険税の税率の改定を行う必要が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。 議案第40号、筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年7月豪雨により発生した甚大な災害における関係受益者の負担軽減を図るため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。 議案第41号、筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、老朽化による福島団地の解体及び東小田団地建てかえによる地番の変更に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。 議案第42号、筑前町防災会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。 議案第43号、筑前町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害対策基本法の一部改正により当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。 議案第44号、平成30年度筑前町一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正額4億8,400万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億3,469万5,000円とするものです。主な補正内容としましては、町債の繰り上げ償還を行うことなどによる公債費4億668万1,000円、災害復旧事業費の精査による災害復旧費4,380万1,000円などを増額するとともに、三輪小学校第2学童保育所の建設が中止となったことにより、その関連経費2,695万1,000円などを減額するものです。 議案第45号、平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正額5,924万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ34億2,901万1,000円とするものです。
--	---

	議案第４６号、平成３０年度筑前町下水道事業会計補正予算（第２号）につきましては、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ３３万７,０００円減額し、収益的収入及び支出総額をそれぞれ１４億４,８３２万８,０００円とするものです。また、資本的収入の予定額を３３万７,０００円増額し、総額３億２,０１８万３,０００円とし、資本的支出の予定額を３３万７,０００円増額し、総額７億２,６９５万８,０００円とするものです。 議案第４７号、平成３０年度筑前町下水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、収益的収入の予定額を３３万４,０００円減額し、収益的収入総額を４億３,７８１万５,０００円、収益的支出の予定額を１５１万８,０００円増額し、収益的支出総額を４億６,６３６万８,０００円とするものです。 以上が、本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶と議案等の説明といたします。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第４～ 日程第１５	
議 長	会議規則第３５条の規定により、日程第４から日程第１５までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第４ 議案第３６号から日程第１５ 議案第４７号までは、議案の説明のみを行いたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 議案第３６号。 上下水道課長
上下水道課長	おはようございます。 それでは、議案第３６号についての御説明に入らせていただきたいと思います。 議案書の２ページをお開き願いたいと思います。 議案第３６号「権利の放棄について」 地方自治法第９６条第１項第１０号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。 それでは、具体的な中身について御説明申し上げます。 １番の権利の内容については、水道加入金に係る請求権２７万４,０００円、水道料金に係る請求権といたしまして１９万１７９円となっております。 ２の権利の相手方でございますけれども、筑前町水道加入金の債務者といたしまして個人４名、筑前町水道料金の債務者といたしまして個人１１名と法人３社となっております。 放棄の理由でございますが、ここに記載のとおり、債務者１、加入金１２万６,０００円、料金１万４,０７０円、債務者２、加入金４万３,０００円、料金４,４１０円、債務者３、加入金６万３,０００円、料金５万３,５２４円は全て個人によるものでございます。理由といたしましては、破産免責許可が決定したためでございます。 債務者４、料金３,４９６円、債務者５、料金４,２６８円につきましては、法人２

	社によるものでございます。理由といたしまして、破産手続終結が決定したためでございます。 債務者 6、料金 1 万 3,6 0 8 円、こちらについても法人 1 社によるものでございます。理由といたしましては、破産手続廃止が決定したためでございます。 債務者 7、加入金 4 万 2,0 0 0 円、債務者 8、料金 4,4 1 0 円、こちらは個人 2 人によるものでございまして、債務者は死亡によりまして、相続人は相続放棄をしたためでございます。 債務者 9、料金 1 万 6,9 0 5 円、債務者 1 0、料金 1,7 3 6 円、こちらも個人 2 人によるものでございます。職権消除により行方が不明で、徴収が見込めないためでございます。 債務者 1 1、料金 1 万 3,2 3 0 円、債務者 1 2、料金 4,4 1 0 円、債務者 1 3、料金 5,7 2 4 円、債務者 1 4、料金 2 万 6,3 6 0 円、債務者 1 5、料金 2 万 4,0 2 8 円、こちらについては全て個人 5 名によるものでございます。転出後、所在が不明で徴収見込がないためとなっており、債権の回収が見込めず、権利を放棄いたしまして、不納欠損処理を行うものであります。 以上で、筑前町水道事業の権利の放棄についての御説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	総務課長
総務課長	議案書の 3 ページをお願いします。 議案第 3 7 号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が説明されましたので省略をいたします。 続きまして、4 ページをお願いします。 筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。現行、改正案を記載させていただいております。 改正案としては、議長、月額 3 4 万 9,0 0 0 円、副議長、月額 2 9 万 7,0 0 0 円、議員、月額 2 8 万円でございます。 なお、附則としてこの条例は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する、でございます。 以上、提案いたします。よろしくお願いいたします。
議 長	総務課長
総務課長	続きまして、議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 3 8 号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長から説明がありましたので省略をさせていただきます。 続きまして、6 ページをお願いします。 筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。 現行と改正案を記載させていただいております。 改正案として、町長、給与月額 8 1 万 3,0 0 0 円、副町長 6 5 万円、教育長 5 9 万 3,0 0 0 円。 なお、附則として、この条例は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

	以上、提案いたします。よろしくお願いします。
議 長	健康課長
健康課長	議案書の7ページをお開きください。 議案第39号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりでありますので省略をさせていただきます。 今回の国保税条例の一部改正でございますけれども、国保特別会計の赤字削減を図り、国保会計の安定した財政運営を行っていくための方策の一つとして、平成27年度の改定以来、国保税率の改定を行おうとするものであり、今回の国保税改定につきましては、国保運営協議会で国保財政の現状からしてやむを得ないものと判断され了承いただき、今回の国保税率改定の提案をさせていただいております。 議案書の8ページから12ページが国保税条例の一部改正案であり、アンダーラインが今回、税改定する率と額となっております。 全員協議会でも使用させていただきました資料のほうが改正案の確認がわかりやすいかと思っておりますので、議案書とあわせて御説明をさせていただきたいと思っております。また、その資料の一部に誤りがあり、差し替え版を改めて配付させていただきましたこと、大変申し訳ございません。また、説明に要する時間が多少長くなりますが、よろしくお願いしておきたいと思っております。 それでは、議案書は8ページから、資料は1ページになります。 国保税につきましては、表1 国保税率に記載しています基礎課税額医療分、後期高齢者支援金、介護納付金の三つの合計額が国保税となり、今回の条例一部改正につきましては、三つ全てを見直す内容となっております。 国保税条例第4条から9条までが税率と税額を規定しており、第4条から第6条までは国民健康保険税のうち、基礎課税額医療分の税率及び税額を規定しております。 第4条の所得割額、100分の7.7を100分の8.0、第5条の均等割額2万4,000円を2万7,000円、第6条の平等割額2万5,000円を2万7,000円、また第6条第1項第2号の特定世帯1万2,500円を1万3,500円、第3号の特定継続世帯1万8,750円を2万250円に改定しようとするものです。 続きまして、第7条から第8条までは後期高齢者支援金の税率及び税額を規定しております。 第7条の所得割額100分の2.1を100分の2.7、第8条の均等割額7,000円を8,000円、第8条の2の平等割額7,000円を9,000円、また第8条の2第1項第2号の特定世帯3,500円を4,500円、3号の特定継続世帯5,250円を6,750円に改正しようとするものです。 次に、第9条は介護納付金の税率及び税額となります。 第9条の所得割額100分の2.0を100分の2.1に改正しようとするものです。なお、均等割額と平等割額につきましては、今回改正予定はございません。 次に、第22条は国保税の減額を規定しております。均等割額と平等割額を改正することに伴い、軽減額の改正も必要でありまして、第22条第1項第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の額となり、現行と改正後の軽減額は、資料でいきますと、1ページの表2から表4の記載のとおりとなっております。 議案書の12ページをお願いいたします。 附則、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。 以上が、国保税条例の一部を改正する条例の制定しようとする内容です。 国保税率改定案の考え方について、御説明を申し上げておきたいと思っております。

	す。 まず、現状と課題です。国民健康保険事業は高齢化の進行や高度医療技術の進歩等による医療費の増大、構造的な問題も抱え、多くの自治体が極めて厳しい財政状況を強いられ、平成29年度まで一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況にあり、本町におきましても、赤字補填のため、一般会計からの法定外繰り入れを平成19年度から行い、25年度からは法定外繰入金は1億円を限度とし、残りの赤字額につきましては翌年度に繰り越し、繰り上げ充用手続きをしている状況でございます。 近年、赤字額は縮減されている状況でもございますが、29年度末の累積赤字額は約1,900万円と、赤字額解消とまでは至っておりません。この間の対策としまして、27年度に国保税率の引き上げ改定を行いましたけれども、被保険者所得の減少等により、予定していた国保税の増額に届かなかったこと、被保険者数は減少しているものの、総医療費が増加したことにより、改善を図ることができませんでした。 この国保会計の改善を図るために、平成30年度から国保財政運営が県主体となる制度改革が始まり、一般会計からの赤字補填での法定外繰入金の解消指導、その上で、赤字解消を含めた安定的な国保財政運営の取り組みを進めていかなければならない中で、税收確保が必要であり、あわせて医療費抑制のための特定検診受診率向上対策の強化、重症化予防対象者への早期介入、要医療者への受診勧奨を行い、町全体の健康意識の向上を図る取り組みもさらに進めていく必要があると考えております。 そして、平成30年度からの国保制度改革により、県へ納付金を納める仕組みとなっており、納付金は、県が保険料収納必要額を市町村ごとの被保険者数と所得水準で案分し、それぞれに医療費水準を反映することにより、市町村ごとの納付金を決定しております。 本町の30年度の納付金につきましては、国費や県費を活用して、負担減となるような激変緩和措置が取られ、総額約4,300万円が負担緩和額となり、本来、納めなければならない額を納めなくてよいということになっております。 本町が31年度も負担緩和措置団体になるかは不明でございますが、この負担緩和対策も平成32年度まででございます。負担緩和を受けている団体及び赤字団体は、一般会計からの赤字補填での法定外繰り入れに頼らず、本来の保険税水準等になるような対策を講じていかなければなりません。この負担緩和額と平成30年度当初予算で赤字補填として一般会計からの法定外繰入金を足した約5,800万円が、最低でも現時点での予算上での実質の赤字額であり、国保税収不足額でもあります。 また、9月補正で対応しました交付金返還金の補正額約4,600万円も一般会計からの法定外繰入金であるため、不足額はさらに増額となっており、これを加えますと、平成30年度だけでも1億円を超えるものでございます。 これらを踏まえ、状況は毎年度変わりますけれども、平成30年度当初予算計上しています国保税収額に最低でも実質の赤字額を加えた額を税収必要額として捉え、応能割と応益割が偏らず、50対50となるように、そして、調定課税対象所得は変動しますので、9月末現在の数値と当初予算編成、納付金算定で使用した収納率で試算検討を行いました。しかしながら、税収必要額までの税率改定は被保険者への負担増に厳しさを増しますし、情勢も変動することから、まずは一般会計赤字補填解消となる目安の税収額を目標収納額とする税率改定を31年度に行い、30年度決算状況やこれ以降の情勢を見極めたいと考えております。 この改定を行いましてもやはり状況が変わらず税収不足となるようであれば、激変緩和措置が終わる平成32年度までに、情勢を踏まえ見直しを行い、必要に応じて、再度、税率改定を行い、安定した国保財政運営を目指さなければならないと考えている状況でございます。
--	--

	今回の税率改定案でいきますと、資料でいけば2ページになりますけれども、基準日は9月末時点で試算したものであり、表4の全体賦課額の合計欄にあります約6,000万円が9月末時点で税率引き上げによって増額となる国保税見込み額ということになり、この全体賦課額を被保険者数で割った額が一人当たり賦課額の増額分となり、年間で一人当たり賦課額が単純平均で約9,000円の増額となる見込みでございます。ただし、これは変動するものであり、あくまでも試算時点での見込みとなります。 今回の国保税条例改定案は、国保被保険者の負担増となる内容ではございますが、これまで11年間、一般会計から12億円を超える法定外繰り入れを行ってきたこと、これに伴い、一般会計の財政を圧迫している要因の一つとなっていること、制度改革により赤字補填での一般会計からの法定外繰入金の解消指導があること、赤字削減解消計画も策定しなければならない見込みであること、30年度納付金で負担緩和措置を受けていること、今後も医療費等の増加により国保会計は厳しいものがあることが予想され、並行して健康増進事業を始め、医療費抑制対策に取り組みを進め、保険者努力支援制度による収入確保にも努めてまいりますが、安定的な継続した国保財政運営の取り組みを進めていく上で、今回の国保税率の引き上げ改定につきましては必要な措置であることから、提案をさせていただくものでございます。 以上で、長くなりましたが説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	建設課長
建設課長	議案書の13ページをお願いいたします。 議案第40号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長より述べられましたので、省略をさせていただきます。 次の14ページをお願いいたします。 今回、御提案申し上げます分担金の一部改正案につきましては、そこに記載しているとおりでございます。 平成30年7月豪雨による災害復旧事業に係る受益者負担率の特例としまして、11、筑前町分担金徴収条例第4条の規定により、同条の別表にございます受益者の負担率を、4の災害復旧事業の農林水産施設災害復旧事業の町単独につきまして、一部変更しようとする案でございます。 具体的な受益者の負担率の改正案につきましては、町単独事業で（1）農地の負担率、現行40%を10%に、（2）の施設、30%を10%に変更する案でございます。最終的な双方の負担割合につきましては、農地が現行、町60%、受益者40%が、町90%、受益者10%に変更でございます。施設につきましては、現行、町70%、受益者30%が、同じく9、1の割合に変更し、受益者に対し負担の軽減対策を図るものでございます。 附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の筑前町分担金徴収条例は平成30年7月6日から適用する。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	議案第41号「筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。

	提案理由につきましては、先ほどの町長の説明のとおりでございますので省略いたします。 16ページの新旧対照表を御覧願います。 筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例。 筑前町営住宅設置条例第105号の一部を次のように改正する。 別表のアンダーライン部で、現行にあります福島団地の解体に伴い、改正案のとおり、名称、位置を削除し、また、東小田団地の建て替えに伴い、現行の位置、筑前町東小田3480番地を、改正案のとおり、筑前町東小田3480番地1と改正するものです。 附則、この条例は公布の日から施行するものでございます。 以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	議案書の17ページをお願いします。 議案第42号「筑前町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は、町長説明のとおりでございますので省略いたします。 18ページの新旧対照表を御覧願います。 今回の改正は、法改正による防災会議等災害対策本部の組織の役割の見直し、明確化を図るものです。 右側の現行第2条の所掌事務の2号、「筑前町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報収集すること」については、現行、防災会議の所掌事務となっておりますが、災害時の対応として、災害対策本部で一元的に行うことが効果的であり、災害対策基本法で、情報収集は災害対策本部の事務と明記されたことから、防災会議の所掌事務から削除をするものです。 代わって、左側の改正案第2条2号、「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」を、防災に関する諮問機関としての機能強化の観点から所掌事務に入れ込むものです。 また、次の3号で、前号の町長の諮問に対する答申を追加するものです。 あわせて、第3条5項4号で、「防災会議の構成委員に甘木・朝倉広域市町村圏事務組合消防本部のうちから町長が任命するもの」を追加するものです。現行、消防署員は8号の「そのほか町長が必要と認める者」の枠から出席をいただいておりますが、地域防災の要として、その重要性から、個別に構成委員として明記をするものです。 附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。 続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。 議案第43号「筑前町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は、町長説明のとおりでございますので省略をいたします。 20ページの新旧対照表を御覧願います。 今回の改正は、法改正による対象条項の変更に伴うものです。 従来の災害対策基本法は、災害対策本部の規定において、市町村と都道府県を同一に定めておりましたが、新たに法第23条の2として市町村分が別個に規定されたことから、対象条項を変更するものでございます。 附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。 以上で説明を終わります。

議 長	財政課長
財政課長	議案書 21 ページをお願いします。 議案第 44 号「平成 30 年度筑前町一般会計補正予算（第 6 号）について」平成 30 年度筑前町一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名です。 別冊の平成 30 年度一般会計補正予算（第 6 号）をお願いします。1 ページをお願いします。 平成 30 年度筑前町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。 第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 8,400 万 3,000 円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135 億 3,469 万 5,000 円とするものです。 第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表、債務負担行為による。 第 3 条、地方債の変更は、第 3 表、地方債補正による。 6 ページをお願いします。 第 2 表、債務負担行為につきましては、各小中学校の定期清掃業務委託事業が平成 30 年度をもって現在の委託契約が終了することから、平成 31 年度から 35 年度までの業務委託を行うに当たり、債務負担行為を設定するものであります。 次に 7 ページ、第 3 表、地方債補正につきましては、臨時財政対策債、一般会計出資債、災害復旧事業債の限度額を増額するものです。補正額の限度額合計が 6 億 4,065 万 9,000 円となります。 歳出のほうから主なものを説明いたします。13 ページをお願いします。 なお、説明に当たりまして、人件費につきましては 4 月の人事異動などに伴うもの、補助金の返還金は前年度補助金確定に伴う補正でありますので、説明を省略いたします。 2 款 1 項 15 目ふるさと応援基金費の 612 万 2,000 円は、ふるさと応援基金の増額に伴い、基金積立を増額するものです。 18 目総合支所総務費の修繕料 113 万 4,000 円は、高圧受変電設備の修繕が必要になったことによるものです。 14 ページです。 19 目企画費の 8 節報償費から 13 節委託料までは、ふるさと応援寄附金の増額に伴う経費の増額です。 34 目地方創生費の 15 節工事請負費 362 万 9,000 円は観光農園園場への進入道路整備、18 節備品購入費 86 万 4,000 円は肥料などを運ぶための運搬車を購入するものです。 15 ページです。 3 款 2 項 1 目児童福祉総務費の 12 節役務費から、16 ページの 13 節委託料、15 節工事請負費の減額は、三輪小第 2 学童保育所建設中止によるものです。 5 目子ども医療対策費は、当初の見込みよりも医療費の伸びが大きいために、678 万 8,000 円を増額するものです。 4 款 1 項 5 目環境衛生費の 19 節負担金補助及び交付金 333 万 4,000 円の減額は、上水道の高料金対策経費の繰入基準額の変更による減額です。 17 ページです。 5 款 1 項 3 目農業振興費の 1 節報酬から 18 節備品購入費までと、19 節の研修会負担金 22 万円につきましては、地域おこし協力隊員 2 名の採用が見込めないことにより減額をするものでございます。

	18ページです。 5款1項5目農地費の364万5,000円の増額は、両筑平野用水二期事業の増額により、町負担分の支出が必要となったものであります。 6目農業土木費560万円の増額は、豪雨災害による、ため池や水路などの農業用施設の補修が必要なことから、地元施工に対する補助金を増額するものです。 8款消防費につきましては、消防第3分団に配備する消防ポンプ車へのホースらく車などの装備等に要する費用です。なお、消防ポンプ車は消防庁から無償貸与されます。 19ページです。 9款5項三輪小学校費の修繕料88万7,000円は、給食室洗浄用給湯器故障により修繕が必要となったものです。 9款7項三輪中学校費の使用料79万3,000円の増額は、中体連大会におきまして、例年以上に上位大会への進出が多くなったことによるものです。 20ページです。 9款10項1目11節消耗品費2万6,000円と委託料の30万5,000円は、うぐいすマラソン大会を本年度から多目的運動公園で開催するに当たりまして、会場設営等に要する経費を増額するものです。 19節の18万2,000円は、全国規模大会出場者の増加によりまして、助成金の増額を行うものです。 10款災害復旧費は、事業費の精査により増額が必要となったものです。 1項農林水産業施設災害復旧費が859万4,000円の増、2項公共土木施設災害復旧費が3,520万7,000円の増となります。 11款公債費は4億668万1,000円の増額です。今年度の公債費を軽減するため、繰り上げ償還を行うものが主なものでございます。今回のこの繰り上げ償還によりまして約2,240万円の利子が減額となります。 次に、歳入の説明をいたします。10ページをお願いします。 主なものを説明します。 9款、10款、11款につきましては、額の確定によるものです。 13款1項5目の県営土地改良事業分担金は、両筑平野用水事業の増加によるものです。10目災害復旧費分担金は、農林水産施設災害復旧費分担金の受益者負担率の引き下げにより、488万3,000円の減額です。 15款1項国庫負担金は、3目民生費国庫負担金が102万8,000円の増、10目災害復旧費国庫負担金が、負担率の精査等に伴いまして681万1,000円の減です。 11ページです。 15款2項2目総務費国庫補助金は、マイナンバーカード関連システムの改修に対する補助金です。3目民生費国庫補助金1,714万2,000円の減額は、三輪小第2学童保育所建設中止によるものです。 15款3項国庫委託金の基礎年金事務費は、法改正に伴うシステム改修に要する委託金です。 16款1項県負担金は、児童手当及び障害者自立支援給付費の増に伴う県負担金の増です。 16款2項県補助金は、民生費補助金、農林水産業費補助金、災害復旧費補助金の合計で405万8,000円の増です。 18款1項1目一般寄附金は、豪雨災害に対する寄附金です。 12ページです。
--	---

	18款1項2目指定寄附金は、ふるさと応援寄附金を1,550万円増額するものです。 19款繰入金は、財政調整基金繰入金を3億5,961万9,000円増額するものです。 20款繰越金は、前年度繰越金の確定によるものです。 21款諸収入の公共建物災害共済金434万円は、豪雨災害時の第3分団消防自動車破損に対する共済金となっております。 22款町債は、9,195万1,000円の増額です。 以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
議 長	健康課長
健康課長	議案書の22ページをお願いいたします。 議案第45号「平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」 平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の国保特別会計補正予算（第3号）をお願いいたします。 1ページです。 平成30年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,924万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,901万1,000円とする。 本日付、町長名でございます。 事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。 まず歳出から御説明いたします。 2款保険給付費1目一般被保険者療養給付費4,760万8,000円の増額補正は、昨年度上半期と比較いたしまして、入院、外来ともに件数増加によりまして、医療費が増加しております。このままの状況が続きますと、年間予算に不足が生じることが推測されましたので、補正を行うものでございます。 次に、3目一般被保険者療養費1,163万7,000円の増額補正です。これは、資格取得に係る医療費の過誤調整が行われまして、年間予算に不足額が生じることが推測されましたので、補正を行うものでございます。 6ページの歳入をお願いいたします。 歳入につきましては、先ほど歳出で説明しました療養給付費及び療養費に係る財源の交付金となっております。 以上で、今議会におきまして補正予算をお願いする国保特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	それでは、議案書の23ページをお願いいたします。 議案第46号「平成30年度筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）について」 平成30年度筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。 本日付提出、町長名でございます。 申しわけございませんが、別冊の平成30年度筑前町下水道事業会計補正予算書（第2号）をお願いいたします。 それでは、説明に入ります。1ページをお願いいたします。 平成30年度筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）。

	第1条、平成30年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 第2条、平成30年度筑前町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 収入の第1款下水道事業収益第2項営業外収益33万7,000円を減額補正いたしまして、総額14億4,832万8,000円とするものでございます。 支出の第2款下水道事業費用第1項営業費用33万7,000円を減額補正し、総額を同じく14億4,832万8,000円とするものでございます。 2ページをお願いいたします。 第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億677万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金4億677万5,000円で補填するものでございます。 収入の第3款資本的収入第3項補助金33万7,000円を増額補正し、総額を3億2,018万3,000円とするものです。 支出の第4款資本的支出第1項建設改良費33万7,000円を増額補正し、総額7億2,695万8,000円とするものでございます。 3ページをお開き願います。 第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。 第1号職員給与費を4,766万4,000円といたします。 第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり改める。 第1号、減価償却費としての経費を403万3,000円、第2号、公債費としての経費を1億9,008万5,000円とするものでございます。
議 長	課長、金額の訂正を。最後の数字が。
上下水道課長	済みません、失礼いたしました。金額が間違っていたみたいでございます。 公債費としての経費を1億9,085万円とするものでございます。失礼いたしました。 補正の内容について御説明いたします。 事項別明細書の15ページをお開き願いたいと思います。 最初に、収益的収入及び支出の収入の分でございます。 1款下水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金33万7,000円の減となります。収益的支出の浄化センター維持管理業務委託費の減に伴いまして、減価償却費繰入金を減額するものでございます。 17ページをお願いいたします。 次に歳出でございます。 2款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費16節の修繕費97万5,000円の増でございます。安野地区の過去、下水道の復旧で舗装しておりました舗装が劣化によりまして、路面凹凸が著しく、振動を解消するために舗装補修が必要となったため、修繕費を増額するものでございます。 同じく、2目処理場費21節委託料189万2,000円の減です。浄化センター維持管理業務委託費の減に伴いまして減額するものでございます。 同じく、4目総係費の給料以下につきましては、人件費に係る分といたしまして58万円の増でございます。 20ページをお開き願います。 次に、資本的収入及び支出の収入でございます。

	3款資本的収入3項補助金3目他会計補助金33万7,000円の増です。資本的支出の建設改良費に係る人件費の増に伴うものでございます。 21ページをお開きください。 次に、歳出でございます。 4款資本的支出1項建設改良費1目施設整備費の給料以下人件費に係る分といたしまして、33万7,000円を増額するものでございます。 以上で、筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。 引き続きまして、議案書の24ページをお願いしたいと思います。 議案第47号「平成30年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）について」平成30年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。 本日付の提出で、町長名でございます。 恐れ入りますが、別冊の平成30年度筑前町水道事業会計補正予算書（第1号）をお願いいたします。 平成30年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）。 1ページをお開き願いたいと思います。 第1条、平成30年度筑前町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第2条、平成30年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 収入の第1款収益的収入第2項営業外収益333万4,000円を減額補正し、総額4億3,781万5,000円とするものでございます。 支出の第1款収益的支出第1項営業費用151万8,000円を増額補正し、総額4億6,636万8,000円とするものでございます。 第3条、予算第8条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額を次のとおり改める。 第1号、高料金対策としての経費を8,755万9,000円とするものでございます。 補正内容についての御説明をいたします。 補正予算（第1号）付属書類の9ページをお開き願いたいと思います。 最初に、収益的収入及び支出の収入に関する分でございます。 1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金333万4,000円の減でございます。これは、平成30年度の地方公営企業繰出金の総務省繰入基準額が変更になりまして、その変更に伴いまして、高料金対策他会計補助金を減額するものでございます。 11ページをお開きください。 次に支出の分でございます。 1款水道事業費用1項営業費用3目総係費の委託料151万8,000円の増でございます。水道料金システムにおけます元号改定に対応するために、委託料を増額するものでございます。 以上で、水道事業会計補正予算（第1号）についての説明に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第16	
議 長	日程第16 請願第2号「少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかわる意見書の提出を求める請願書」について、お手元にお配り

	しました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。
日程第 17	
議 長	日程第 17 発議第 5 号「筑前町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 議案の提案理由の説明を提出者に求めます。 田中議員
田中副議長	それでは、ただいまから発議第 5 号の提案理由の説明をいたします。 議会提出議案書の 7 ページをお開きください。 発議第 5 号「筑前町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の議案を別紙のとおり、筑前町議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出します。 提出者、田中政浩、賛成者は石丸時次郎議員、奥村忠義議員であります。 提案の理由。筑前町議会の議員定数の削減に伴い、常任委員会の委員の定数を変更するため、条例を改正するものです。これがこの条例案を提出する理由であります。 8 ページを御覧ください。 筑前町議会委員会条例の一部を改正する条例。 筑前町議会委員会条例（平成 17 年筑前町条例 145 号）の一部を次のように改正する。 表の右が現行で、左が改正案でございます。 第 2 条第 1 項、総務建設常任委員会の定数を 8 から 7 にします。 第 2 項、文教厚生常任委員会の定数を 8 から 7 人にします。 附則、この条例は平成 31 年 2 月 1 日から施行します。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、発議第 5 号「筑前町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 発議第 5 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。したがって、発議第 5 号「筑前町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。
散 会	
議 長	以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。 （ 11 : 05 ）